

【デジタル活用による地域活動促進事業企画運営業務】一般競争入札（事後審査方式）に係る質問及び回答

No.	質問日	回答日	質問	回答
1	6月2日	6月6日	仕様書9(4)の営業活動とみなされる行為について ▶参加者より購入希望やショップへの来店希望があった場合は対応しても可能か？	「営業活動とみなされる行為」とは、セミナーの実施にあたって、受託者が提供する製品・アプリケーション等の購入・入手やサービスの利用・加入について強制若しくは勧奨を行うこと又はこれに類する行為を行うことです。 他方で、 <u>以下のような行為は営業活動とはみなされません。</u> 例1：セミナーで実施した内容に関連して、追加で受講すれば受講者のデジタル活用の理解やスキルが向上すると見込まれる無料のスマホ教室の案内を行うこと。 例2： <u>参加者から安価な料金プランの質問や来店希望があったので、セミナー終了後に、セミナーとは別の案内であることを説明した上で、本事業の枠外で本事業と無関係の立場でおすすめの料金プランや店舗について紹介すること。</u>
2	6月2日	6月6日	仕様書別添第3 再委託の禁止 ▶携帯ショップ事業を行っていない企画会社のような会社がキャリアなどに再委託することは可能か？具体的に、携帯ショップ体験教室の実施や、各セミナーにおけるアシスタントの選定・手配をキャリアなどに再委託することは可能か？	再委託については、業務内容のうち、一部の補助的・付随的部分の業務について、札幌市との協議や承認に基づき可能となります。 なお、 <u>本業務における携帯ショップ体験教室の実施や、アシスタントの選定・手配については、補助的・付随的部分の業務であると考えています。</u> また、入札参加資格(6)について、再委託により札幌市内に1店舗以上の携帯ショップ（携帯電話サービスの契約やアフターサービスを扱う携帯電話事業者の店舗）の実店舗を確保した場合についても、参加資格を満たすこととなります。
3	6月2日	6月6日	▶区民センターなどセミナー会場の費用も積算対象か？	<u>集合セミナー①（基礎編）、集合セミナー②（応用編）、屋外セミナーにおける会場は委託者が手配するため、積算対象とはなりません。</u> なお、携帯ショップ体験教室の会場使用にかかる費用は受託者の負担となるため、積算対象となります。